

平田村競争契約入札心得

(目的)

第1条 契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年度5月3日政令第16号。以下「施行令」という。）、平田村財務規則（昭和58年3月25日規則第6号。以下「財務規則」という。）、平田村工事請負約款（平成8年10月1日告示第17号）、平田村工事請負約款の運用基準（平成9年1月6日告示第2号）、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成3年3月25日要綱第5号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、財務規則第112条の公告において指定した期日までに、財務規則第111条の規定に該当する者であることを確認することができる書類を添え、村長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者は（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を村長に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して当該提出書（有価証券を提供する場合は、当該提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本分の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は村長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該質権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本分の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対して契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式第1号により作成し、入札者の氏名を表記し、公告、告示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第2号）を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けたものは、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第3号)を村長に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (公正な入札の確保)
- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (入札の取りやめ等)
- 第7条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (無効の入札)
- 第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しないものとした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 入札書に書かれた金額、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他重要な事項が誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの。
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)
- 第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、村の支出の原因となる契約のうち工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、村長が指定する日時において再度の入札を行う。
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約確定の日から10日以内に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書きの場合について準用する。

3 落札者は、第1項本分の規定により契約保証金を納付する場合には、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証したものに限る。）で納めなければならない。

4 落札者は、第1項本分の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、有価証券であるときは、記名証券においては売却承諾書及び白紙委任状を、登録社債においては、登録済証を徴さなければならない。

5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(契約保証金の還付)

第13条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に、契約の相手方から契約保証金還付請求書及び当該契約保証金に係る領収証書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

(連帯保証人)

第14条 村長は、測量・建設コンサル等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

2 前項の保証人は、落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

(異議申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第16条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。